

八雲町告示第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する八雲町地域計画を定めるため同法第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案に対して、利害関係を有する者は、その縦覧期間満了の日までに八雲町に意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 28 日

八雲町長 岩村 克昭



1 八雲町地域計画の案の縦覧期間

自 令和 7 年 2 月 28 日
至 令和 7 年 3 月 14 日

2 八雲町地域計画の案の縦覧場所

八雲町農林課農業振興係 八雲町住初町 138 番地
八雲町ホームページ

3 意見書に係る留意事項

①提出方法（次のいずれか）

（1）書面の持参

八雲町農林課農業振興係

（2）郵送

〒049-3192 八雲町住初町 138 八雲町役場農林課農業振興係 宛

（3）ファックス

0137-62-2149

（4）電子メール

norin@town.yakumo.lg.jp

②意見の提出にあたっては、個人の場合は住所、氏名を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

※上記の個人情報は、本件に係る内部管理にのみ使用し、公表することはありません。

③内容の公開について

意見書について、その内容を公開する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を侵害するおそれがある等の場合は、公表に際しては当該箇所を伏せます。

④回答について

意見に対する個別の回答は行いません。八雲町地域計画を定める旨の公告の際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告いたします。